

教員免許状課程(教育職員免許法 第5条別表第1)

教育職員免許法第5条別表第1(不足する単位の修得)

出身大学・短期大学において教員免許状取得に必要な一部の科目(単位)を取り残して卒業した方が、本学でその不足する一部の科目(単位)を修得することにより教員免許状を取得する方法です。

〔参考〕教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

免許状の種類 所要資格	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	特別支援学校	
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種
基礎資格	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。
教職に関する科目	35	27	41	31	31	21	23		
教科に関する科目	6	4	8	4	20	10	20		
教科又は教職に関する科目	10		10	2	8	4	16		
特別支援教育に関する科目								26	16

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、以下の頁に掲載しています。

- 幼稚園…………… p.106
- 小学校…………… p.107
- 中学校・高等学校…………… pp.108~112
- 特別支援学校…………… p.113
- 教育職員免許法第66条の6に規定する科目…………… p.106

【履修科目について】

- ◆ 出身大学・短期大学より「学力に関する証明書」を取り寄せ、各自で不足する科目(単位)の確認を行なってください。
- ◆ 「学力に関する証明書」の見方や、不足する科目(単位)が不明な場合は、**必ずこの冊子を持参**のうえ出身大学・短期大学へお問い合わせください。

※本学通信教育課程の学部(本科)または課程本科に以前在籍されていた方が、在籍時に取得希望していた同一の教員免許状を改めて取得希望する場合は、本学通信教育課程にて不足する科目(単位)の履修指導を行ないます。

履修指導を希望する方は、p.192を参照のうえ、所定の質問用紙を提出してください。

なお、本学通信教育課程出身者の履修指導の場合のみ、「学力に関する証明書」の同封(添付)は不要です。

【教員免許状の授与申請について】

現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆ 本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行なうことはできません(以前、本学通信教育課程の学部(本科)在籍者および課程本科在籍者は除く)。